

外貨建て LIBOR を参照した取引の対応について

金融安定理事会は、6月2日に公表したステートメント¹において、国際金融市場がロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate。以下、「LIBOR」という。）に依存し続けることは、グローバルな金融の安定性に明らかなリスクをもたらすことから、すべての市場参加者に対して、LIBOR（特に米ドル建て LIBOR）及びその派生指標の新規利用を、実務上可能な限り速やかに、遅くとも関連する通貨の母国当局又は検討体が定めたタイムライン²までに停止するよう求めている。

上記ステートメントを踏まえ、金融庁は、米ドル・英ポンド・スイスフラン・ユーロ建て LIBOR を参照する取引については、各通貨の母国当局又は検討体が示したタイムラインやガイダンス等³に基づいた対応を求めていく。

特に、米ドル建て LIBOR の新規取引については、秩序ある移行を支持するための限られた例外的利用（2021年12月末までに契約したエクスポージャーを削減又はヘッジするために行う取引など）を除き、実務上可能な限り速やかに、遅くとも2021年12月末までに停止することを求めた米当局のガイダンス⁴に基づいた対応を求めていく。

以上

¹ 金融安定理事会「[LIBOR からの円滑かつタイムリーな移行に関するステートメント](#)」（2021年6月2日）

² 円建て LIBOR については、日本円金利指標に関する検討委員会が、「[LIBOR の恒久的な公表停止に備えた本邦での移行計画](#)」（2020年8月）を公表しているほか、金融庁及び日本銀行が、「[LIBOR の公表停止時期の公表及びシンセティック円 LIBOR 構築に関連する意図表明を受けての今後の対応について](#)」（2021年3月8日）を公表している。

³ 現在までに、英ポンド建て LIBOR は英国検討体が「[Priorities and roadmap for transition by end-2021](#)」（2021年5月）、スイスフラン建て LIBOR はスイス検討体が「[FINMA Guidance 10/2020](#)」（2020年12月4日）、ユーロ建て LIBOR は欧州中央銀行が「[Key milestones](#)」を公表している。

⁴ 米国連邦準備制度理事会「[Statement on LIBOR Transition](#)」（2020年11月30日）、「[Assessing Supervised Institutions' Plans to Transition Away from the Use of the LIBOR](#)」（2021年3月9日）